



試用期間を有効に活用していますか？

4月は会社にとって新しい社員を迎えることが多い時期です。多くの会社は、入社した社員について業務を遂行する能力や勤務態度などを評価し『本採用するにふさわしい人物かどうか』を判断する期間として試用期間を設けています。今回は、試用期間を有効に活用し、会社と新入社員の双方が互いに方向性を確認することができる『トライアル期間』とするための着眼点についてご案内します。あおば新聞 2023年4月号と併せてご確認ください。（今回の記事は中町が担当しました）

有効な取り組み

試用期間開始にあたって

あらかじめ、会社が求める社員像や試用期間の間に達成してほしい目標を明確に伝えることで、『会社から評価されている』という意識づけをすることが大切です。

指導のしかた・伝え方の工夫が必要

試用期間は、新入社員から見ると『継続して勤務することができる会社か』を判断する期間でもあります。的確な指示、助言などをこまめに伝え、それを踏まえて一定期間ごとに面談を実施して評価を行い、また社員が不安に思っていることを聞き取るなど、安心して働ける環境づくりを心がけましょう。指導や面談の内容を記録しておくことも大切です。



よくあるご質問

試用期間中は社会保険加入に加入しなくてもよい？

試用期間であっても、労働時間に応じて最初から社会保険・雇用保険に加入する必要があります。

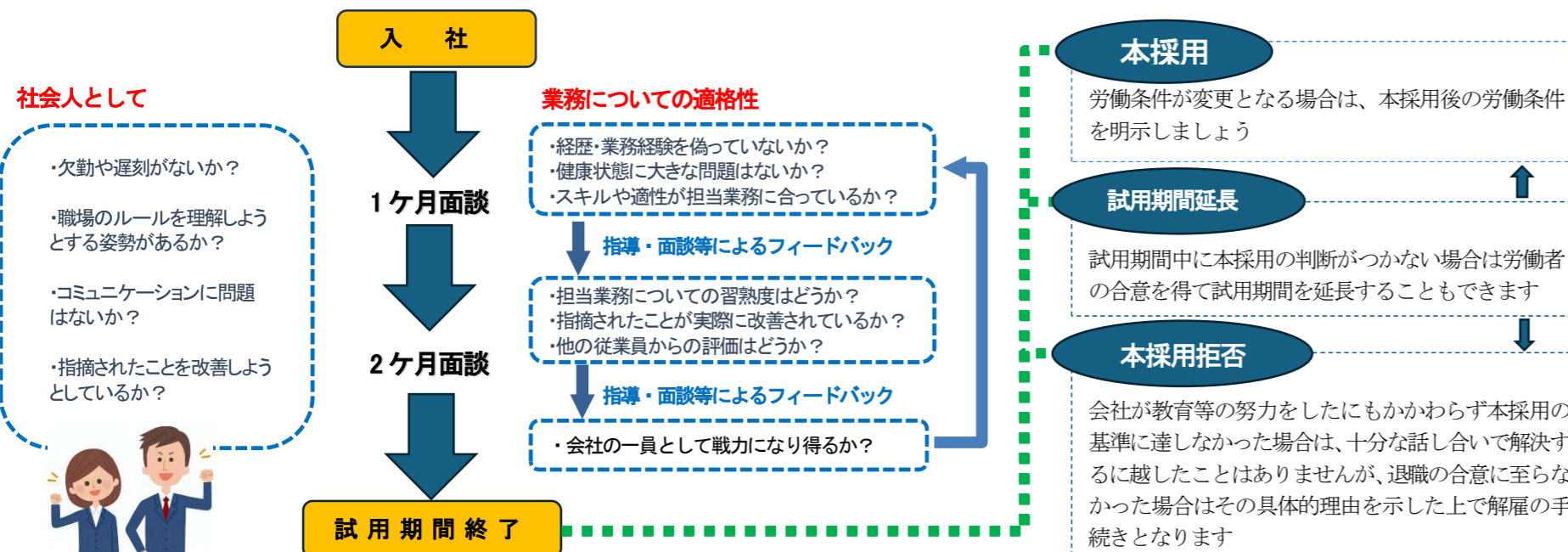
試用期間中はいつでも契約解除できる？

雇入れから14日を経過した場合は解雇と同じ扱いとなり、30日前の解雇予告、または30日分の解雇予告手当の支払いが必要です。解雇理由については、『仕事の覚えが悪い』『協調性がない』など曖昧なものではなく、段階的に評価した記録をもとに、**適格性判断の根拠**（勤務成績・態度の不良）を具体的に証明する必要があります。※解雇に至るまでに会社側が相応の改善指導や教育を繰り返し行ったという事実が重要になります。

いつの間にか試用期間を過ぎていたが、辞めてもらいたい...

雇用契約書で合意した試用期間を過ぎたら、上記と同様に解雇となりますが、解雇理由については就業規則などに則り、より厳しい制限が設けられることになります。

3カ月の試用期間を設けた場合の評価モデル(評価・アドバイス・フィードバック)



■ 労災保険料・雇用保険料率及び労務費率変更のお知らせ ■

令和6年4月1日より、労災保険・雇用保険の保険料率の改定と併せて、労務費率が変更されます。

■ 労災保険料率に変更となる主な事業の種類・料率は以下のとおりです。

事業分類	業種番号	事業の種類	労災保険率		上り下り
			変更前	変更後	
建設事業	36	機械装置の組立て又は据付けの事業	6.5	6	↓
製造業	41	食料品製造業	6	5.5	↓
製造業	44	木材又は木製品製造業	14	13	↓
製造業	52	金属材料品製造業(鋳物業を除く。)	5.5	5	↓
製造業	54	金属製品製造業又は金属加工業(洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめっき業を除く。)	10	9	↓
製造業	61	その他の製造業	6.5	6	↓
運輸業	72	貨物取扱事業(港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。)	9	8.5	↓
運輸業	74	港湾荷役業	13	12	↓
製造業	57	電気機械器具製造業	2.5	3	↑
その他	93	ビルメンテナンス業	5.5	6	↑

■ 雇用保険料率は令和5年度と同率です。

事業の種類	労働者負担	事業主負担	全体	(単位: 1/1000)
一般の事業	6	9.5	15.5	
建設の事業	7	11.5	18.5	

■ 建設事業における労務比率の改定に関して『労務比率表』については、下記のURLもしくはQRコードをご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/content/roumuhiritu_r05.pdf



■ 老齢年金対象者のご案内 ■

受給開始年齢(注)に達し、特別支給の老齢厚生年金を受け取る権利が発生する方に対し、誕生月の3か月前から、「年金請求書(事前送付用)」及び、年金の請求手続きの案内がご本人あてに送付されます。

お手元に届きましたら、開封・ご確認ください。

「年金請求書」に記載されている情報

基礎年金番号、氏名、生年月日、性別、住所、年金加入記録

(注) 年金受給開始年齢 について

令和6年に送付する方は以下のとおりです。

64歳になる男性の方(昭和35年4月2日から昭和36年4月1日生まれ)

年金の加入期間が10年以上あり、厚生年金と共済組合の加入期間が併せて1年以上ある方に限ります。

※ R6.1.4 日本年金機構 より一部抜粋。

ご不明点については、あおば事務所までお問合せください。